

### 議案第3号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

#### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号）  
の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「の全て」を削り、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、  
同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2  
号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項中「額を合計して得た」を削り、同項各号を次のように改め  
る。

(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000  
円

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）  
9,000円

第11条第4項中「（第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）」及び  
「（同項第2号に該当する子がある場合にあつては、特定期間にある当該扶養  
親族たる子の数から1を減じた数）」を削る。

第12条第1項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に掲げる」を「扶養  
親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する」に改め、同項第  
3号及び第4号を削り、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3  
項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、



000円

あるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円

と、改正後の条例第12条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達しに該当する場合を除く。）

に該当する場合を除く。）

た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至っ

た場合を除く。）

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又

は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のな

い職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間はない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 11,500円

(2) 平成31年度から平成35年度まで 13,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による届出とみなす。

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月

の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。

(説明) 特別区人事委員会の勧告に伴い、扶養手当の額の見直しを行うため、  
条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) (現行に同じ。)</u></p> <p><u>(5) (現行に同じ。)</u></p> <p><u>(6) (現行に同じ。)</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p><u>(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6, 000円</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。)</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員<u>の全て</u>に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p><u>(3) (省略)</u></p> <p><u>(4) (省略)</u></p> <p><u>(5) (省略)</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる<u>額を合計して得た額</u>とする。</p> <p><u>(1) 前項第1号に掲げる者 13, 700円</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる子のうち1人 (職員に配偶者のない場合に限る。)</u> <u>) 13, 700円</u></p>

9,000円

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) (現行に同じ。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠く

(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては、1人）までのもの 6,000円

(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの 6,000円

4 扶養親族たる子（第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) (省略)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

に至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合において  
は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき  
は、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた  
場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係  
るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間  
にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合におけ  
る扶養手当の支給額の改定について準用する。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が  
生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届  
出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を  
を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた  
場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち  
特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合において  
は、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日で  
あるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし  
書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実  
が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の  
規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる  
配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当  
の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族  
たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員  
となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定  
について準用する。